

「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務 委託仕様書

1 事業名

「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務

2 事業の目的

高梁川流域圏の地域資源について事業テーマを設定し、プロモーション、展示即売会等を実施し、高梁川流域圏の地域資源の活用を推進し、「高梁川流域市町」の知名度を向上させることにより、地域経済の循環・活性化を図ることを目的とする。

※「高梁川流域圏」：新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市の圏域をいう。

「地域資源」：地域で製造された商工業製品や農産品等物的な資源だけでなく、観光資源や文化資源等幅広く含むものとする。

3 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日（月）

4 業務委託の内容

（1）開催日時及び場所

令和8年2月28日（土）10時から16時まで（予定）

倉敷美観地区周辺等の施設を活用して、プロモーション、展示販売会等行事を実施する。複数の施設（倉敷アイビースクエア・アイビー学館とそれ以外複数施設（併せて最低3施設以上））を活用し、来場者が各施設で高梁川流域の地域資源について、認知、理解を促進できる行事を実施する。

【使用指定施設】※事前に仮予約している施設（前日、当日）

倉敷アイビースクエア（アイビー学館）

【その他使用を推奨する施設】※基本的に仮予約はしていない。

使用を強制するものでない。

倉敷物語館、阿知まち広場、阿知2丁目広場、阿知スペース広場、井上家住宅、大橋家住宅、倉敷SOLA（みんげい広場）、きび美ミュージアム、倉敷アイビースクエア（アイビー学館以外）、美観地区内等関連する事業者店舗など

※有料の施設使用料については、契約締結後、受託者が委託料内で必要な施設使用料を支払うこと。

※主な参考施設の概要は別紙3のとおり（提案に必要な事項については、確認すること）



上記にあげる施設等以外でも、受託者が委託料の範囲内で使用提案できる施設があれば、追加することができる。（施設使用料が発生する場合は、受託者が支払う。）

（２）設営及び撤去時間

設営は、施設管理者等の指示に従うこと。（施設及び周辺道路の使用制限等を厳守すること）

撤去は、原則として、開催日イベント終了後、速やかに撤去する。

（契約締結後、施設管理者等と協議の上、決定する。）

（追加使用料が発生する予定）

最小限の時間で、準備・撤収すること。

（３）企画運営の内容

① 企画・運営全般

・「高梁川流域の歴史・文化・ものづくり」（民芸、工芸品他、ものづくりを感じる商品、それに関連するストーリーの商品等）に則したストーリー、テーマを設定し、特産品展示、販売、イベント等の企画をすること。

※ストーリー、テーマに沿う商品（他と違和感がない商品）であれば、食品も可。

- ・会場の特性を生かし、出品する特産品をイメージアップしてPRできる企画（装飾、イベント、展示方法等演出）を提案すること。
- ・県内外の人々に対し、イベントの目的（「高梁川流域市町」の知名度を向上させることにより、地域経済の循環・活性化を図る）が理解される企画であること。
- ・ブース調整・会場レイアウト・管理（保健所・税務署等申請手続きを含む）に関すること。
- ・イベントに来場する人や美観地区を訪れる人に対して、出店事業者、特産品等に対する認知、理解が促されるように工夫をすること。
- ・体験などワークショップも導入するなど、来場者が、美観地区周辺等の各会場、店舗等で楽しめる工夫をすること。

② 出店等事業者等の募集管理

- ・高梁川流域圏から設定したテーマ（「高梁川流域の歴史・文化・ものづくり」に関連）に従い特産品等の事業者等（設定した会場での展示・販売、ワークショップ、会場以外の協賛店舗等）を募集する。（原則として、事業者が出店しやすいように出店料は徴収しないこと。）
- ・事業者等の参加形態は、基本的に次のとおりとする。併せて最低25～30程度とし、なるべく多くの事業者等に参加させる。

①会場での展示・販売・ワークショップ等出店（ブース設置）

②美観地区内外の実店舗等での来場者参加協賛行事（展示・体験他企画）実施

※会場（実店舗を除く）に出店し、販売する事業者数は、最低17～20程度（販売しない事業者等は含まれない）とする。その他販売等制限のある会場では、展示等のみの出店（展示等によるプロモーション）も可とする。

※出店事業者等については、受託後、市と協議し、募集すること。（設定したテーマに相応しい商品を販売等する事業者等を出店させること。）

- ・事業者等は、できる限り高梁川流域圏内10市町からそれぞれなるべく1者以上は出店できるよう努めること。
- ・電気の使用や給排水等の実費等について、出店者負担となる場合はその旨を募集時に周知すること。（使用制限あり。発電機等の用意の必要の場合あり。）
- ・出店事業者で、個別に保健所等の許可が必要な場合、出店決定の際に、その要否について確認すること。

③ イベントの告知及び集客、地域資源の認知向上のための広報

- ・各種メディア・SNSなどを使って効果的な宣伝、集客（当日、美観地区を訪れる人以外の集客）を行うこと。但し、原則として以下の内容に関しては最低限必須とする。

内 容	備 考
チラシ制作（A3二つ折り両面カラー、5千部程度）	各市町商工会議所、自治体 出店事業者等へ配付 当日配布 出店する事業者、商品等をわかりやすく PRする内容が入ったもの。
ポスター制作（片面カラー、A1・50部、 A2・100部程度）	各市町商工会議所、自治体等配布 市内掲示 チラシ表面を使用

④ 設営

- ・各会場に責任者を配置し、運営する体制を整え、必要な設営をすること。
- ・基本的に大きい音を出すイベントについては、施設管理者の承認を得ること。
- ・可能な限り施設の雰囲気にも適合した演出をした設営に努める。
- ・各事業者が出店に必要な備品を整えること。
- ・出店者、出店者の販売等する地域資源商品等が来場者にわかる表示をすること。（実店舗の場合は除く）
- ・ブース等を設置するうえで、養生が必要な個所への養生をすること
- ・屋内の場合は、出店者が出店しやすいように、必要な設営をすること。
（屋外と屋内でなるべく同等程度の装飾、表示にすること。）
- ・その他設営に関すること

⑤ 撤去

- ・テント・机・イス・看板など用品の撤去
- ・ゴミの処理
- ・その他撤去に関すること

⑥ 警備・誘導

- ・事業者搬入・搬出時の警備の配置（施設管理者、市と協議し、安全な搬入・搬出計画を策定すること）
- ・イベント会場における必要な雑踏警備（10時～16時の時間帯に必要な人数）
- ・イベント前後等の夜間警備（必要な場合）
- ・案内看板の作成・設置（会場レイアウト・各ブースの案内など必要数）
（設置場所等については、受託後、協議するが、設置する前提で、見積もること。）
- ・その他警備・誘導に関すること

⑦ その他

- ・関係者への挨拶に関すること
- ・イベント保険への加入（施設賠償責任者保険等）
- ・緊急事態への対応に関すること（例：急病人発生時等緊急事態対応マニュアル作成等）

・その他運営に関すること

(4) 出店者及び来場者へのアンケート調査の実施

出店事業者にアンケートを実施し、事業成果について調査・分析・評価を行う。

また、来場者の性別や年齢、イベント満足度等のアンケートを行い、統計データをまとめること。なお、情報収集の手法は問わないものとする。

(5) 上記業務実施に伴う補助的業務

業務を実施するための補足的な事務事業や、必要に応じて情報を共有するための協議を行うものとする。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)に関する実施内容について報告書を作成し、記録写真とともに提出する。

<提出部数> 書面1部、電子データ(DVD-R等)1部

5 検査

(1) 委託業務完了後に、完了報告書等を別途指示する様式で提出すること。

(2) 委託料は、完了報告書の提出を受け、検査に合格した後、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(3) 委託業務完了時点において、委託料により発生した収入があるときは、倉敷市に報告し、指示に従うこと。

6 再委託

受託者は、倉敷市の承認を受けずに再委託をしてはならない。

7 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、上記6の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して別紙1の「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 障がい者に対する適切な対応

(1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別紙2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、上記6の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して別紙2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

9 調査等

倉敷市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

10 委託に係る条件

- (1) イベント運営については、専任スタッフを配置し、適宜、市の担当者と綿密に連絡を取りながら行うこと。また、締切等を遵守し、遅滞なく業務を行うこと。
- (2) 業務を行う者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (3) 会場の設営及び撤去等により既設構造物・施設等に損害等を与えた場合、及び第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の負担においてその損害を賠償しなければならない。
- (4) 事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を行うとともに、二次災害等の防止に努める。事後、速やかにその経緯を市の担当者に報告すること。
- (5) 委託事業の実施に当たり、取得価格が3万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (6) 本業務にて作成する一切の成果物の権利は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等や外部メディアに掲載された記事や画像、第三者が著作権を有する写真等の素材は含まないものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 本事業の実施に際し、仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第8 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

1 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

2 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法につ

いて具体的に規定しなければならない。

- 3 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

- 第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

(1) 法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

(2) 倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成29年2月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

(3) 国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第11条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜すい）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。